

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|---------------|-----------|-----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 四日市市 | 桜地区 | 令和4年3月15日 | 令和5年3月15日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 237ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 133ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 75ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 8ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 53ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | — |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の高齢化および後継者の確保が困難なことから担い手が不足し、遊休農地の増加が懸念される。 ・特に中山間地区について、作業効率を向上させる必要がある。 ・獣害の多発により収穫量の減少や対策経費の負担が発生している。 |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>地区内の農地利用は主に中心経営体が担うほか、認定新規就農者および地区外からの認定農業者等を受け入れていく。</p> |
| <p>農地の集約に向けて、中心経営体が中心となり作目ごとの集約を進める。</p> |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、518筆、346,672㎡となっている。</p> |
| <p>地区の営農方針 当プランをもとに、具体的な地区ごと、集落ごとの取り組みについての話し合いを継続的に実施する。</p> |
| <p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体ごと、作目ごとのゾーニング方針を検討し、農地の受け手・出し手ともに中間管理機構を活用してゾーニングに沿って集積を行う。</p> |
| <p>基盤整備への取組方針 施設の維持管理について集落ごとに話合うとともに、補助金などを利用して計画的に整備・修繕を行う。</p> |
| <p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害について、集落単位で効率的な対策を行う。</p> |